

## 個別調査・分析事項

(第2部会テーマ・グループホーム整備の推進)

本市障害計画に基づく  
グループホームの整備に向けた  
具体的な方策について  
(平成30年度～32年度)

健康福祉局  
障害福祉政策担当

平成30年9月

## 《目次》

第1	基本的な考え方	1
1	策定の趣旨及び目的	1
2	実施期間	1
第2	グループホームの概要	2
1	定義	2
2	整備類型	2
3	方向性	3
	(1) 国の考え方	
	(2) 本市障害計画の考え方	
第3	本市の現状	5
1	本市障害計画の進捗状況	5
	(1) 本市者計画（第3期）における実績値	
	(2) 本市福祉計画（第5期）における実績値	
2	支給決定等の状況	6
	(1) 支給決定者の推移	
	(2) 今後の利用者数の想定	
3	事業所の指定状況	7
4	アンケート調査結果	7
	(1) 障害者団体への利用意向調査	
	(2) 指定事業所への利用状況調査	
第4	本市の課題	11
第5	整備目標（平成30年度～32年度）	11
第6	整備に向けた取組	12
1	「既存住宅活用型」施設における定員数の増加率の向上	12
2	「新規整備型」施設の整備	12
3	国への要望について	12
4	整備方策の運用について	13
第7	資料編	14
1	グループホームの利用意向アンケート調査（障害者団体向け）	14
2	共同生活援助事業所（グループホーム）の利用状況等に係る調査	15
3	国の説明資料	17
4	尼崎市グループホーム等新規開設サポート事業補助金交付要綱	17

# 本市障害計画に基づくグループホームの整備に向けた 具体的な方策について（平成30年度～32年度）

## 第1 基本的な考え方

### 1 策定の趣旨及び目的

障害者が、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、必要な支援を受け、自身のライフスタイルに応じた地域や住宅で暮らすことができる環境づくりが求められています。しかし、現在ほど障害福祉サービスが充実していなかった頃から、住み慣れた地域で暮らし続けることが困難となり、施設へ入所をされた人も多く、平成28年度末の施設入所者（尼崎市民）は397人となっています。

また、地域で保護者と同居している障害者についても、障害の重度化や保護者の高齢化が進む中、いわゆる「親亡き後」の生活を見据えていく必要があります。

入所施設からの地域移行や親元からの自立を目指す障害者が、地域で安心して暮らし続けるためにも、「グループホーム」は重要な住まいの場であり、今後の需要に備えて計画的に整備を進めていくことが必要です。

このような状況の中、国は平成28年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の一部を改正し、各種障害福祉サービスの充実を図るとともに、「第5期障害福祉計画に係る国の基本指針」において、入所施設等からの地域移行の数値目標を定め、その推進を図っています。また、平成30年度の障害福祉サービス等の報酬改定においては、障害者の重度化・高齢化に対応した新たな共同生活援助（グループホーム）の類型を創設する等、地域における支援体制づくりに向けた施策等を講じています。

なお、本市においては、平成27年4月に「尼崎市障害者計画」（以下「本市者計画」という。）の第3期（計画期間：平成27年度～32年度）を策定し、基本施策5「生活環境、移動・交通」において、「市内グループホームの定員数」の目標値や整備促進に向けた「施策の方向性」を掲げるとともに、平成30年4月には「尼崎市障害福祉計画」（以下「本市福祉計画」という。）の第5期（計画期間：平成30年度～32年度）を策定して、地域生活への移行に関する目標値やグループホームの必要量、サービス量の「確保の方策」を掲げています。

これら現行計画に掲げる取組を具体的に進めていくため、市内の障害者団体や指定事業所へのアンケート調査を実施するなどし、グループホームの需要見込みや利用状況等を集約することに加えて、本市の支給決定状況や事業所の指定状況等も考慮した『本市障害計画に基づくグループホームの整備に向けた具体的な方策について』（以下「整備方策」という。）を今般策定することで、本市におけるグループホームの整備に計画的に取り組んでいくこととします。

### 2 実施期間

整備方策の実施期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

## 第2 グループホームの概要

### 1 定義

共同生活援助（グループホーム）は、法第5条第17項において、「障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことをいう。」と定義されています。

また、現行の本市者計画と本市福祉計画（以下「本市障害計画」という。）においては、次のように説明しています。

サービス名称		サービス内容
訓練等 給付	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む方に、住居において入浴や排せつ、食事の介護や相談、日常生活上の援助をします。

### 2 整備類型

整備方策において、グループホームの整備類型を次表のとおり整理しています。

	既存住宅活用型	新規整備型
建物の 仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅レベルのバリアフリーやプライバシーの確保が必要</li> <li>1住居の定員数が2～10人</li> <li>火災報知設備の設置が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者に合わせた仕様（特殊浴槽、プライバシーに配慮した個室等）が可能</li> <li>1住居の定員数が4～10人（日中サービス支援型は2ユニット（最大20人まで）対応可能）</li> <li>スプリンクラーの整備が必要</li> </ul>
整備に あたって の課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同住宅の借家における1住居の定員が少人数</li> <li>職員が複数ホームを巡回して対応していることが多く、高齢化・重度化への対応が困難</li> <li>借家の場合、スプリンクラー整備について家主との交渉が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設用地の確保と建設費用の裏付けが必要</li> <li>入所施設の削減が進められていることから、今後、高齢化・重度化に対応した新規整備型の需要が増加</li> </ul>
主な 入居者の イメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活上の支援を要する障害者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害特性により既存住宅への入居が困難であって、日常生活上の支援を頻繁に要する障害者</li> <li>特に重度の障害者や医療的ケアを要する人の場合、支援に係る建物の仕様に柔軟性が必要</li> </ul>

### 3 方向性

#### (1) 国の考え方

障害者の地域生活への移行やグループホームの利用促進については、平成30年3月14日に開催された「障害保健福祉関係主管課長会議」の資料において、次のように記述されています。

##### ① 施設入所者の地域生活への移行について

障害福祉計画では、「施設入所者の地域移行」及び「施設入所者数の削減」を第1期から継続して成果目標としており、第5期障害福祉計画における成果目標は以下のとおりとしているので、自立生活援助や地域相談支援の活用、グループホームの整備促進等に取り組み、引き続き、施設入所者の地域生活への移行に努められたい。

《成果目標（計画期間が終了する平成32年度末の目標）》

- ・ 地域移行者数：平成28年度末施設入所者の9%以上を移行
  - ・ 施設入所者数：平成28年度末施設入所者の2%以上を削減
- ※ 高齢化・重度化を背景とした目標設定としている。

##### ② 日中サービス支援型グループホームの創設について

平成30年度報酬改定により創設される「日中サービス支援型グループホーム」は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、また、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待される。

都道府県及び市町村においては、平成30年4月施行に向けて、2月21日付事務連絡で示した留意点（別紙1参照）を参考に、事業者の指定や管内の事業者等への周知等、円滑な施行に向けた準備を進めていただきたい。

##### ③ グループホームの整備促進について

グループホームは、障害者の地域における住まいの場として大きな役割を担っており、平成29年10月時点の利用者数は11.2万人であり、第4期障害福祉計画の平成29年度末における利用者見込数12.2万人と比較して、ほぼ同水準となっている（別紙2参照）。

第5期障害福祉計画においても、これまでと同様、グループホームの利用見込みは高いことが想定されるため、引き続き、グループホームの整備促進に努められたい。

## (2) 本市障害計画の考え方

### ① 施設入所者の地域生活への移行について

本市福祉計画（第5期）において、「施設入所者の地域移行」と「施設入所者数の削減」の成果目標を以下のとおり設定しており、引き続き、地域移行の受け皿となるグループホーム等の整備や、地域移行を支援する指定一般相談支援事業所や自立生活支援事業所の確保に取り組むほか、本市の地域生活支援拠点の機能を活用していく必要があります。

《成果目標（計画期間が終了する平成32年度末の目標）》

- ・ 地域移行者数： 13人（平成28年度末施設入所者397人の3.3%を移行）
- ・ 施設入所者数： 6人（平成28年度末施設入所者397人の1.5%を削減）

※ これまでの実績を勘案した目標設定としている。

### ② グループホームの整備促進について

#### ○ 本市者計画（第3期）・本市福祉計画（第4期）

グループホームの整備については、利用ニーズの把握に努めるとともに、国の補助制度を活用することで、整備の促進を図ります。また、必要な時に長期・短期の利用ができ、緊急の対応や相談等にも応じることができる「地域生活支援拠点等」の整備に取り組みます。

《計画値》

- ・ 市内における定員数：261人（平成25年度）⇒ 506人（平成32年度）
- ・ 一月当たりの利用者数：219人（平成26年度）⇒ 286人（平成29年度）
- ・ 地域生活支援拠点整備数：0か所（平成26年度）⇒ 1か所（平成29年度）

※ これまでの実績を勘案した数値設定としている。

#### ○ 本市福祉計画（第5期）

「共同生活援助」の利用実績については、利用ニーズの高まりや事業所数の増加等にもなあって増加傾向にありますが、本市福祉計画（第4期）の計画値には至っていない状況です。

グループホームの整備に向けては、引き続き、国の補助制度を活用するとともに、市内の利用（待機）状況や利用ニーズ等の把握を行い、市単独の補助制度の創設も検討していきます。

また、グループホームの利用促進に向けては、地域生活支援拠点の機能を活用し、市内グループホームの利用状況の把握や情報提供等に取り組んでいきます。

《実績値（平成32年度の計画値を含む）》

- ・ 市内における定員数：362人（平成29年度）⇒ 506人（平成32年度）
- ・ 一月当たりの利用者数：281人（平成29年度）⇒ 391人（平成32年度）
- ・ 地域生活支援拠点整備数：1か所（平成29年度）⇒ 1か所（平成32年度）

※ これまでの実績を勘案した数値設定としている。

### 第3 本市の現状

#### 1 本市障害計画の進捗状況

本市障害計画の進捗状況を把握するため、以下のとおりデータの分析を行っています。

##### (1) 本市者計画（第3期）における実績値

基本施策5「生活環境、移動・交通」の施策目標として、平成32年度までに「市内グループホームの定員数」を506人に増やすことを掲げています。親元からの自立や一人暮らしのニーズの高まり等により、グループホームの整備数や定員数は着実に増加していますが、計画値の推移までには至っておらず、平成30年8月末時点の定員数は391人と、その達成率は77.3%となっています。

施策目標	方向	基準値		目標値 (H32)	実績値						達成率
					H27	H28	H29	H30	H31	H32	
市内グループホームの定員数	↑	H25	261 人	506	296	332	362	391	**	**	77.3%

※平成30年度は、平成30年8月末時点の数値

##### (2) 本市福祉計画（第5期）における実績値

「共同生活援助（グループホーム）」のサービス必要（見込）量として、平成32年度までに一月あたりの利用者数を391人に増やすことを掲げています。市内グループホームの定員数の増加に伴い、利用者数も着実に増加していますが、計画値の推移までには至っておらず、平成30年6月末時点の利用者数は296人と、その達成率は75.7%となっています。

サービス名	方向	基準値		目標値 (H32)	実績値						達成率
					H27	H28	H29	H30	H31	H32	
共同生活援助（グループホーム）の利用者数	↑	H26	219 人	391	243	264	281	296	**	**	75.7%

※平成30年度は、平成30年6月末時点の数値

## 2 支給決定等の状況

本市における「共同生活援助（グループホーム）」の支給決定等の状況を把握するため、以下のとおりデータの分析を行っています。

### (1) 支給決定者の推移

支給決定者の合計では、平成27年3月末から67人増加し、その内訳を障害支援区分別で見ると、区分3・4が58人増加しています。また、区分5・6も17人増加していますが、平成30年8月末時点の人数が45人と、支給決定者全体に占める割合は15.0%程度となっており、「障害支援区分」導入による区分の重度化を考慮すると、「施設入所者の地域移行」や「親亡き後への対応」等が進んでいない状況となっています。

障害支援 区分	グループホームの支給決定状況				増減 (②-①)
	平成27年3月末時点 ①		平成30年8月末時点 ②		
	人数	割合	人数	割合	
なし・区分1	17人	7.3%	13人	4.3%	▲4人
区分2	94人	40.2%	90人	29.9%	▲4人
区分3	59人	25.2%	92人	30.6%	+33人
区分4	36人	15.4%	61人	20.3%	+25人
区分5	19人	8.1%	31人	10.3%	+12人
区分6	9人	3.8%	14人	4.6%	+5人
合計	234人	100.0%	301人	100.0%	+67人

### (2) 今後の利用者数の想定

平成30年8月末時点における全支給決定者5,440人のうち、近い将来にグループホームの利用が見込まれる者（以下「利用想定者」という。対象条件は下記のとおり。）は206人となっています。利用想定者の現状は次表のとおりとなり、緊急性の高い重度の利用想定者が多く存在する状況となっています。

#### 対象条件

共同生活援助の利用想定者は、以下のア～ウの条件をすべて満たすものとする。

ア 「施設入所支援」、「療養介護」、「共同生活援助」を利用していない者。

イ 年齢が40歳以上65歳未満の者

ウ 障害支援区分5・6の者

平成30年8月末時点の利用想定者（206人）の現状	人数	割合
「居宅介護」、「重度訪問介護」を利用している者	175人	85.0%
親と同居している者（世帯分離している者は除く）	92人	44.7%
重症心身障害者（療育A判定、身体1・2級の重複）	52人	25.2%



### 3 事業所の指定状況

本市における共同生活援助事業所の指定状況を把握するため、以下のとおりデータの分析を行っています。

指定事業所における定員数（住居数）では、平成26年度末から95人（20ホーム）増加し、その内訳をグループホームの類型で見ると、「既存住宅活用型」が90人（18ホーム）増加しています。また、「新規整備型」も5人（2ホーム）増加していますが、障害特性により既存住宅への入居が困難であって、日常生活上の支援を頻繁に要する障害者の対応等が進んでいない状況となっています。

グループホーム の類型	グループホームの指定状況				増減 (②-①)	
	平成27年3月末 時点 ①		平成30年8月末 時点 ②		定員数	住居数
	定員数	住居数	定員数	住居数		
既存住宅活用型	263人	62ホーム	353人	80ホーム	+90人	+18ホーム
新規整備型	33人	5ホーム	38人	7ホーム	+5人	+2ホーム
合計	296人	67ホーム	391人	87ホーム	+95人	+20ホーム

### 4 アンケート調査結果

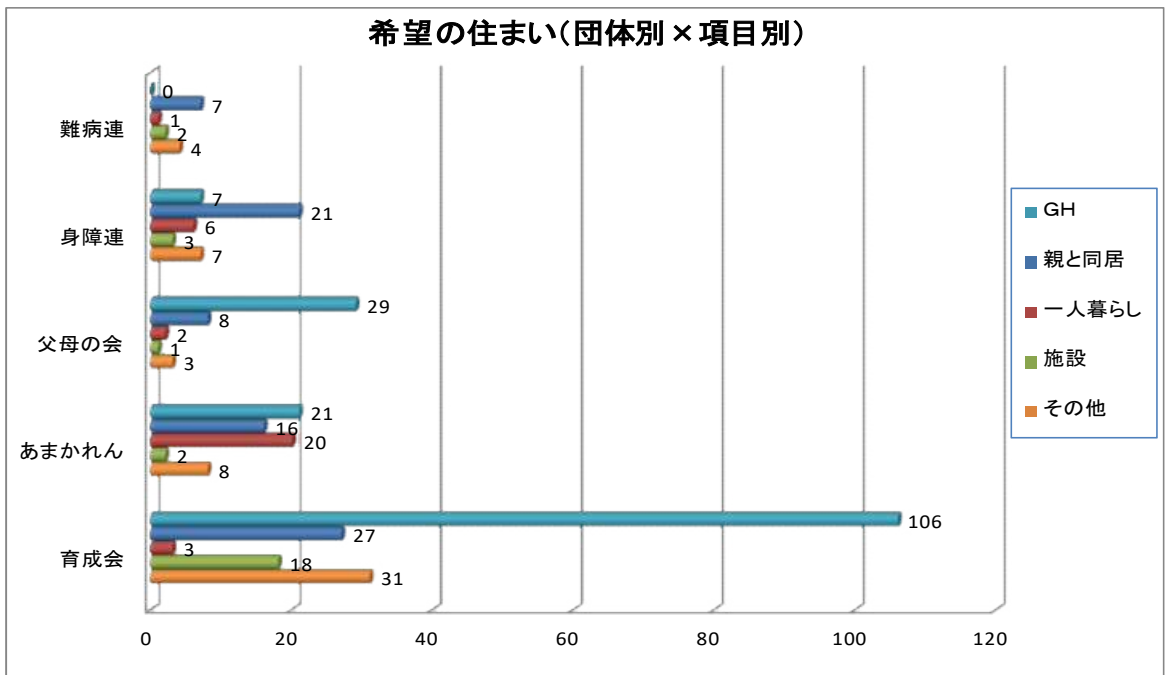
#### (1) 障害者団体への利用意向調査

本市におけるグループホームの利用意向をより具体的に把握するため、尼崎市自立支援協議会に参画している障害者団体のうち、以下の5団体に協力いただき、アンケート調査を行っています。

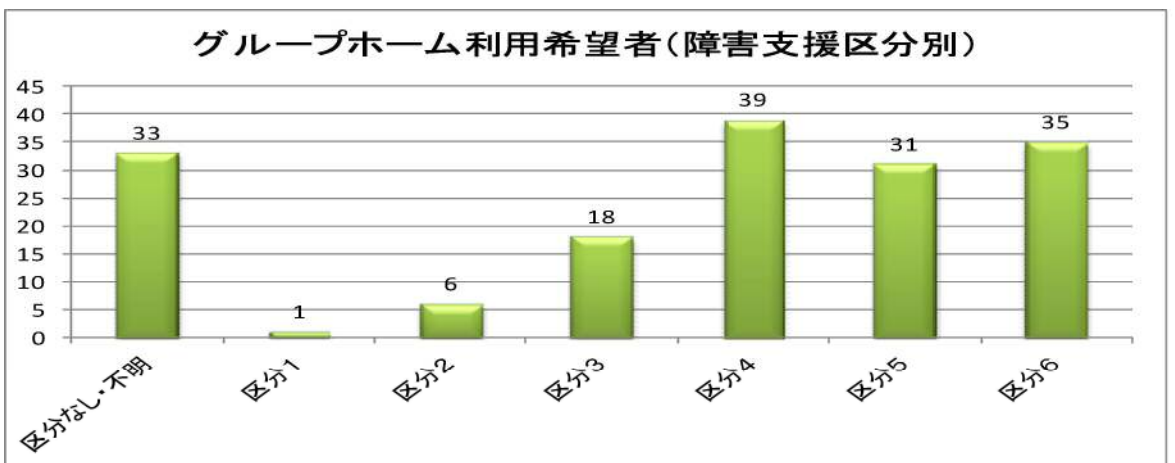
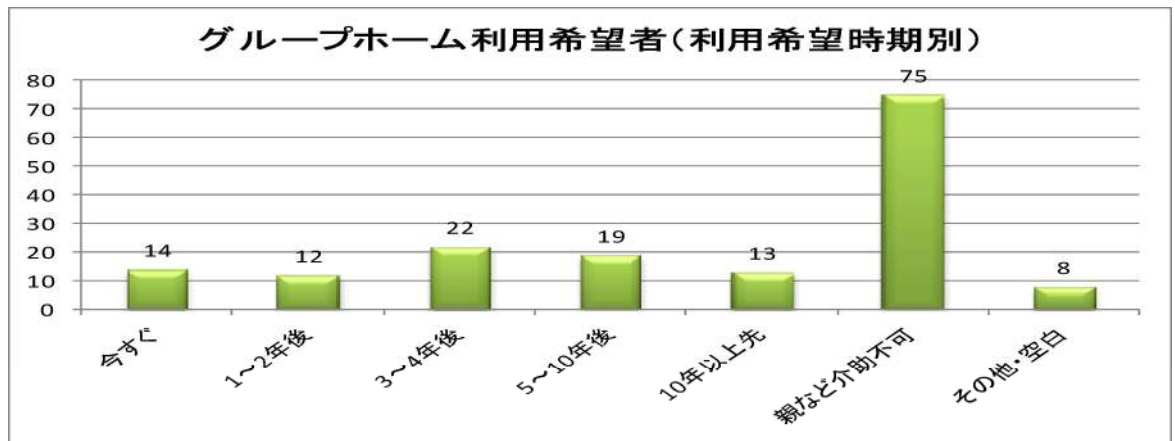
その結果、全353人からの回答のうち、約半数となる163人（46.1%）が「希望の住まい」としてグループホームを挙げています。また、それらのうち、障害支援区分5・6の重度の方は66人（40.5%）、利用希望時期が4年以内の方は48人（29.4%）となっています。

なお、重度の方で、かつ利用希望時期を4年以内としている方は24人（6.8%）と、緊急性の高い重度の利用希望者が多く存在する状況となっています。

1	アンケート実施日（基準日）	
	平成29年9月21日～10月16日（調査時点）	
2	対象	
	市内の障害者団体（5団体）の会員等	
	① 尼崎市手をつなぐ育成会	185人
	② あまかれん（尼崎市精神福祉家族会連合会）	67人
	③ 尼崎市肢体不自由児者父母の会	43人
	④ 尼崎市身体障害者連盟福祉協会	44人
	⑤ 尼崎市難病団体連絡協議会	14人
3	回答数	
	353人（うち、グループホーム希望者163人：約46.1%）	



	育成会	あまかれん	父母の会	身障連	難病連	合計
GH	106	21	29	7	0	163
親と同居	27	16	8	21	7	79
一人暮らし	3	20	2	6	1	32
施設	18	2	1	3	2	26
その他	31	8	3	7	4	53
合計	185	67	43	44	14	353



## (2) 指定事業所への利用状況調査

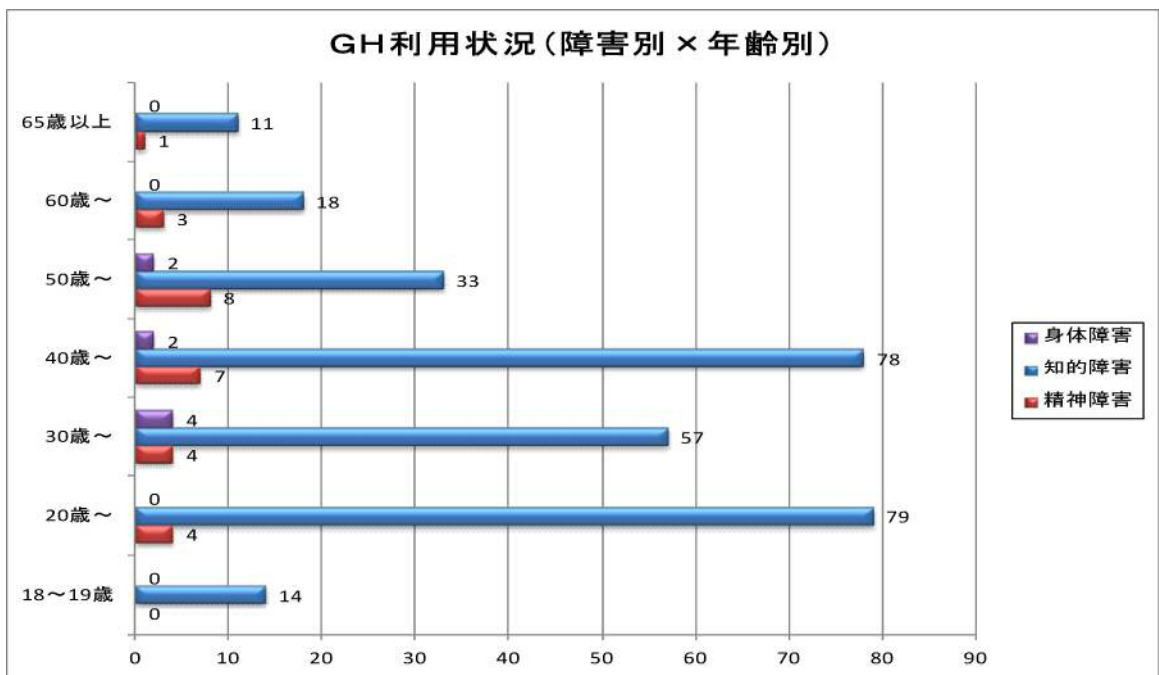
本市が指定する共同生活援助事業所の利用状況等をより具体的に把握するため、平成29年度に設置した地域生活支援拠点の一機能である「リレくらしサポートセンター」のコーディネーターを活用し、指定事業所に対するアンケート調査と個別訪問による聞き取り調査を行っています。

その結果、調査の協力が得られた17事業所の利用定員数は371人で、その稼働率は約9割（89.6%）となっており、短期入所を併設している事業所や緊急受入用に空き室を設けていること等を考慮すると、ほぼ満床の状況になっています。

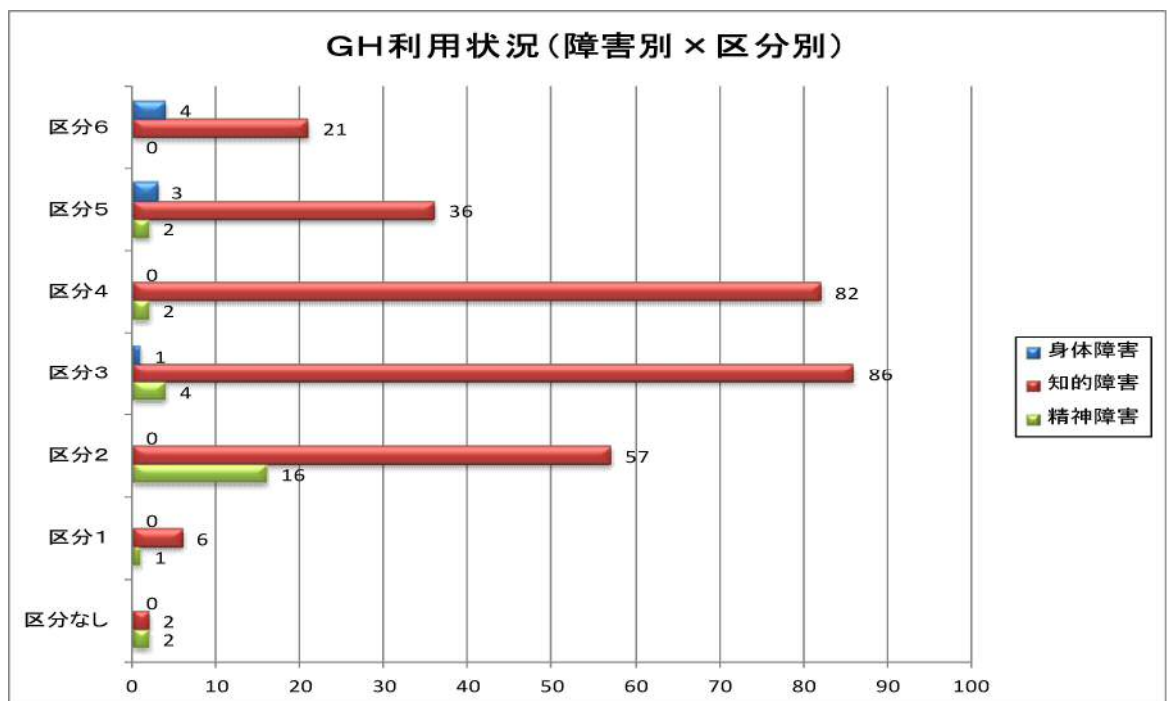
次に、利用者数325人のうち、約9割となる290人（89.2%）が知的障害者となっていることから、障害種別に応じた利用とは大きく異なる状況にありますが、年齢別で見ると、約5割となる162人（49.8%）が30歳代以下であることから、年齢による利用には差がない状況となっています。

また、障害支援区分別で見ると、区分5・6は57人で約2割（20.3%）となっており、支給決定等の状況分析と同様に、「施設入所者の地域移行」や「親亡き後への対応」等が進んでいない状況となっています。

- |   |  |
|---|--|
| 1 | 調査実施日（基準日）<br>平成29年9月21日～10月16日（平成29年9月1日時点） |
| 2 | 対象<br>調査の協力が得られた指定共同生活援助事業所                  |
| 3 | 回答数<br>17事業所（定員数：371人、利用者数：325人）             |



障害別×年齢別	18～19歳	20歳～	30歳～	40歳～	50歳～	60歳～	65歳以上	合計
身体障害	0	0	4	2	2	0	0	8
知的障害	14	79	57	78	33	18	11	290
精神障害	0	4	4	7	8	3	1	27
難病患者	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	14	83	65	87	43	21	12	325



障害別×区分別	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障害	0	0	0	1	0	3	4	8
知的障害	2	6	57	86	82	36	21	290
精神障害	2	1	16	4	2	2	0	27
難病患者	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	4	7	73	91	84	41	25	325

#### 第4 本市の課題

第3での分析より、近年の本市障害計画の進捗状況をみると、「市内グループホームの定員数」や「共同生活援助の利用者数」は、増加率がやや減少傾向にあり計画値には至っていないものの着実に増加しています。また、支給決定者の推移や事業所の指定状況からは、事業所増加の内訳として「既存住宅活用品」、利用者増加の内訳として「障害支援区分3・4」の占める割合が大きくなっています。

しかしながら、今後の利用者の想定やアンケート調査結果からは、緊急性の高い重度の利用想定者が多く存在し、事業所の指定状況からは、障害特性により既存住宅への入居が困難であって、日常生活上の支援を頻繁に要する障害者の対応等が進んでいません。

一方で、指定事業所への利用状況調査からは、稼働率が約9割となっており、ほぼ満床と状況となっています。

以上のことから、本市障害計画に掲げる計画値の達成に向けては、減少傾向にある「障害支援区分3・4」以下の利用者を想定した「既存住宅活用品」施設の増加率の向上と、緊急性の高い重度の利用者を想定した「新規整備型」施設の整備を計画的に進めていく必要があります。

また、「新規整備型」の整備にあたっては、地域生活支援拠点の一機能である「体験の機会・場」や「緊急時の受け入れ・対応」等の充実を図るため、「日中サービス支援型グループホーム」を優先する必要があります。

#### 第5 整備目標

第3での分析や第4に掲げる課題を踏まえ、本市におけるグループホームの整備目標（平成30年度～32年度）を以下のとおり定めます。

##### 【整備目標（定員数、指定ベース）】

整備類型	平成30年度	平成31年度	平成32年度	計
既存住宅活用品	40人	40人	44人	124人
新規整備型	—	20人		20人
合計	40人	104人		144人

##### 【整備にあたっての留意点】

- ア 本市障害計画に掲げる計画値の達成に必要な数（144人）を整備します。
- イ 「既存住宅活用品」と「新規整備型」の2類型の整備を計画的に進めます。
- ウ 「新規整備型」については、重度の障害者を対象とした「日中サービス支援型グループホーム」の整備を優先します。

## 第6 整備に向けた取組

### 1 「既存住宅活用型」施設における定員数の増加率の向上

既存の集合住宅（マンションやアパート等）の活用が多い「既存住宅活用型」については、以下の取組を進めていくことで、定員数の増加率の向上を図ります。

#### (1) 尼崎市グループホーム等新規開設サポート事業の活用

平成30年度の新規事業である「グループホーム等新規開設サポート事業」（別紙3参照）を継続的に実施し、開設時の初度備品や賃貸物件の借上げ料、消防設備の設置費用の一部を助成することで、整備の促進を図ります。

#### (2) 市営住宅の活用

市営住宅を活用したグループホームの整備については、空き室のほとんどが旧耐震住宅であることやエレベーターが未設置であるため利用することが難しく、また、利便性やバリアフリー面でグループホームに適した物件をどう選定していくかの課題もあることから、引き続き、関係部局との協議・検討を進めていきます。

### 2 「新規整備型」施設の整備

障害特性により既存住宅への入居が困難であって、日常生活上の支援を頻繁に要する障害者の対応等が可能な「新規整備型」については、以下の取組を進めていくことで、施設を整備します。

#### (1) 社会福祉施設等施設整備費補助金（国庫補助事業）の活用

当該補助金の活用にあたっては、整備方策の最終年度となる平成32年度まで、グループホームの新規整備に限定することとし、障害者の重度化・高齢化に対応した「日中サービス支援型グループホーム」を優先して整備の促進を図ります。

#### (2) 土地の確保

グループホームの整備に係る土地の確保については、原則、整備事業者が主体となって行いますが、公有地の活用方法の見直し等のときは、グループホームとして使うことができないか、関係部局と調整を図っていきます。

### 3 国への要望について

障害者の地域生活に必要な環境整備を働きかけていくため、引き続き、国に対して以下の要望を行っていきます。

- ① グループホームの整備、社会福祉施設の老朽化対策等の障害者福祉サービスの基盤整備のため、社会福祉施設等施設整備費補助金について、地域需要に応えられるよう、必要な財源を確保するとともに、十分な財政措置を講じること。また、既存住宅のグループホームへの転用について、建築基準法における用途基準を明確にすること
- ② 事業者の参入を促すとともに、安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、報酬単価の見直しや財政措置の拡充、処遇改善を含め、必要な措置を講じること

#### 4 整備方策の運用について

障害者の地域生活への移行や親元からの自立に向けて、本市におけるグループホームの整備を計画的に進めていくには、本市障害計画の考え方に基づき策定した整備方策の取組を着実に進めていく必要があります。

そのため、整備方策の運用にあたっては、毎年度作成・公表している本市障害計画の「評価・管理シート」の中で、その進捗管理や評価を行っていきます。

また、その評価等を行う際には、「尼崎市社会福祉協議会障害者福祉等専門分科会」をはじめとした各会議体に報告し、ご意見をお伺いする等の方法により、評価等の妥当性の検証や必要な改善等についての検討を行います。





## 2 共同生活援助事業所（グループホーム）の利用状況等に係る調査

### 共同生活援助事業所（グループホーム）に係る調査票

#### ○入力上の留意事項（最初にお読みください）

- ・入力部分 それぞれの欄の**水色部分のみ**入力してください（可能な限り記入をお願いいたします）。
- ・直接入力 枠内に入力してください。文字量が多くて、枠内に全て表示されない場合でも、**そのまま入力願います。（枠を広げる等はしないでください。）**  
数字入力欄については、**半角数字で入力し**、該当がない場合は、**必ず半角数字の「0」**を入力してください。
- ・番号入力 番号入力の際は、「**番号のみ**」入力してください。

#### 基本情報

問1 経営主体（法人名）、事業所名称、所在地を記入してください。

経営主体	
事業所名称	
事業所所在地	

問2 事業所の住居区分を記入してください（※ 該当する区分すべてに「1」、該当しない区分に「0」を記入してください）。

	一戸建て	マンション	その他 (公営住宅など)
住居区分			

問3 サテライト型住居の有無を記入してください（※ 有りの場合は「1」、無しの場合は「0」を記入してください）。

サテライト型 住居の有無	
-----------------	--

#### 設備情報

問4 平成28年4月1日時点における事業所の定員数を記入してください。

定員数	
-----	--

問5 事業所の居室数を記入してください。

居室数		うち、1人用居室数		うち、サテライト型 住居の居室数	
-----	--	-----------	--	---------------------	--

問6 対象としている障害種別等を記入してください（※ 対象の場合は「1」、対象外の場合は「0」を記入してください）。

障害種別等	身体障害				知的障害	精神障害	難病
	肢体	視覚	聴覚言語	内部			
対象の確認							

問7 事業所の消防設備について記入してください。（※ 有りの場合は「1」、無しの場合は「0」を記入してください）。

	防火管理者の選任	自動火災報知設備	火災通報装置	スプリンクラー 設備	消火器
設置の有無					

#### 人員等情報

問8 平成28年4月1日時点における従業者数（外部委託の従業者を含む。）を記入してください。

従業者	配置基準	配置人数 (常勤換算)	職種等
世話人	: 1	人	
生活支援員	: 1	人	
サービス管理責任者	: 1	人	
その他		人	

問9 「外部サービス利用型共同生活援助サービス費」の有無を記入してください（※ 有りの場合は「1」、無しの場合は「0」を記入してください）。

外部サービス利用型共同生活援助 サービス費の有無	
-----------------------------	--

問10 「受託居宅介護サービス費」の有無を記入してください（※ 有りの場合は「1」、無しの場合は「0」を記入してください）。

受託居宅介護サービス費の有無	
----------------	--

問11 「夜間支援等体制加算」の有無を記入してください（※ 有りの場合は「1」、無しの場合は「0」を記入してください）。

夜間支援等体制加算の有無	
--------------	--

問12 問11で「有り」と回答した場合、具体的な体制について記入してください（※ 有りの場合は「1」、無しの場合は「0」を記入してください）。

	夜間支援従事者	夜間防災体制	常時の連絡体制
体制の有無			

**利用状況**

問13 平成28年4月1日時点における利用者数を記入してください（※ サテライト型住居の利用者も含めてください）。

（年齢別）

	18～19歳	20歳～	30歳～	40歳～	50歳～	60歳～	65歳以上	合計
身体障害								0
知的障害								0
精神障害								0
難病								0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0

（障害支援区分別）

	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障害								0
知的障害								0
精神障害								0
難病								0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0

問14 平成28年4月1日時点における空き状況（定員・居室数）を記入してください。

空き定員数		空き居室数		うち、1人用居室数		うち、サテライト型住居の居室数	
-------	--	-------	--	-----------	--	-----------------	--

問15 入居待機（希望）者の有無を記入してください（※ 有りの場合は「1」、無しの場合は「0」を記入してください）。

入居待機（希望）者	
-----------	--

問16 問15で「有り」と回答した場合、どのような方法で入居待機（希望）者を把握していますか（※ 自由記載）。

入居待機（希望）者の把握方法	
----------------	--

問17 問15で「有り」と回答した場合、平成28年4月1日時点における入居待機（希望）者数を記入してください。

（年齢別）

	不明	18～19歳	20歳～	30歳～	40歳～	50歳～	60歳～	65歳以上	合計
身体障害									0
知的障害									0
精神障害									0
難病									0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（障害支援区分別）

	不明	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障害									0
知的障害									0
精神障害									0
難病									0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

**質問事項**

(本市の状況)  
本市では障害のある人等が地域で安心して暮らしていけるよう、**様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築**していくため、地域の資源やその機能を活用するなどし、地域全体で支えるサービス提供体制（地域生活支援拠点等）の整備を目指しています。  
構築する支援機能の一つに、『体験の機会・場の提供』を掲げており、障害のある人の「地域生活への移行」や「親元からの自立」等に当たって、**グループホーム等の利用や一人暮らしの体験機会・場を提供する機能を必要**としています。

**問18** 今後、グループホーム等の居室の空き状況や待ち状況等を把握していくため、定期的に各事業所の利用状況について実態調査等を行うことを想定していますが、その際、調査に協力いただくことは可能でしょうか。（※ 可能の場合は「1」、不可の場合は「0」を記入してください。）

調査協力の可否	
---------	--

**問19** 問18で「1」と回答した場合、その情報を行政や委託相談支援事業所、指定特定・一般相談支援事業所（民間含む）等の関係機関で共有していくことは可能でしょうか（※ 可能の場合は「1」、不可の場合は「0」を記入してください。）

情報共有の可否	
---------	--

**問20** 問18又は問19で「0」と回答した場合、その理由を簡単にご教示願います（※ 自由記載）。

不可の理由	
-------	--

**問21** 不慮の事態（高齢の親の入院や死亡等）により、急遽グループホームの利用が必要となった場合、貴事業所に空き定員（居室）があれば緊急に受け入れることは可能でしょうか（※ 可能の場合は「1」、不可の場合は「0」を記入してください。）

緊急受入の可否	
---------	--

**問22** 問21で「1」と回答した場合、可能な受入期間（最長）を記入ください（※ 該当する期間に「1」を記入してください。）

	1日～3日程度	～1週間程度	～2週間程度	～3週間程度	～1か月程度	1か月以上
可能な受入期間						

**問23** 問21で「1」と回答した場合、緊急受入の際、問6で回答した「対象の障害種別等」以外の障害者等を受け入れることは可能でしょうか（※ 可能の場合は「1」、不可の場合は「0」を記入してください。）

対象外の受入の可否	
-----------	--

**問24** 問23で「1」と回答した場合、緊急受入の際に受け入れることができる障害種別等を記入してください（※ 対象の場合は「1」、対象外の場合は「0」を記入してください。）

障害種別等	身体障害				知的障害	精神障害	難病
	肢体	視覚	聴覚言語	内部			
対象の確認							

**問25** 問21又は問23で「0」と回答した場合、その理由を簡単にご教示願います（※ 自由記載）。

不可の理由	
-------	--

**問26** グループホームの整備や運営等について、行政への要望や意見等がございましたら記入してください（※ 自由記載）。

要望・意見等	
--------	--

ご協力ありがとうございました。

**3 国の説明資料**

- ① 日中サービス支援型共同生活援助の施行に向けた留意点・・・別紙1
- ② 日中サービス支援型グループホーム等に係る説明資料・・・別紙2

**4 尼崎市グループホーム等新規開設サポート事業補助金交付要綱  
別紙3**

## 日中サービス支援型共同生活援助の施行に向けた留意点

### ○日中サービス支援型共同生活援助の趣旨について

日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待される。

### ○対象者について

日中サービス支援型グループホームの主な対象者は、重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用することができない障害者（日によって利用することができない障害者を含む）であるが、共同生活援助の一類型であることから、障害支援区分による制限は設けない。

なお、日中サービス支援型グループホームにおいては、支援の趣旨等を踏まえ、サテライト型住居の基準は適用しない。

### ○常時の支援体制の確保について

日中サービス支援型グループホームにおいては、共同生活住居ごとに、昼夜を通じて1人以上の世話人又は生活支援員を配置する。

なお、既存の建物を共同生活住居とする場合で、定員が11名以上の場合は、ユニットごとに1人以上配置する。

### ○支援の実施について

日中サービス支援型グループホームは、利用者のニーズに応じて、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならない。

### ○他の日中活動サービスの利用について

日中サービス支援型グループホームは、利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られるよう、相談支援事業者や他の障害福祉サービス事業者と緊密な連携に努めなければならない。

### ○基本報酬について

日中サービス支援型グループホームは、日中をグループホームで過ごす場合と日中活動サービス等を利用する場合の2つの基本報酬を設け、1日単位で選択する仕組みとしているので、個別支援計画に基づき適切に運用すること。

なお、区分2以下の利用者に対して、グループホームにおいて日中支援を行う場合は日中支援加算（Ⅱ）を算定する。

## ○共同生活住居について

共同生活住居の入居定員は2人以上10人以下とする。

なお、共同生活住居ごとの独立性が確保され、利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同して暮らせる環境づくりに配慮されている場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができ、一つの建物の入居定員の合計は20人以下とする。

立地については、他の類型と同様、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

また、従業者のみが使用する設備については、共有して差し支えないものとする。

## ○短期入所の併設について

日中サービス支援型グループホームが行う短期入所（空床型を除く）は、原則として、日中サービス支援型グループホームと併設又は同一敷地内において行うものとする。

なお、短期入所の利用定員は、日中サービス支援型グループホームの入居定員の合計が20人又はその端数を増すごとに1人以上5人以下とする。

## ○事業所の単位について

日中サービス支援型グループホームの事業所指定は、他の類型と同様、一定の地域の範囲内に所在し、一体的なサービス提供に支障がない場合は、1以上の共同生活住居を一つの事業所として指定することができる。

## ○地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価について

日中サービス支援型グループホームは、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等（※）に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

※法第89条の3第1項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（都道府県又は市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議等）

## ○事業指定の申請について

都道府県知事が必要と認める場合には、事業指定の申請にあたり、日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者は、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事に提出するものとする。

- 障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応
- 改正障害者総合支援法等（H28.5成立）により創設された新サービスの報酬・基準を設定
- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.47%

## 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援

1. 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの**新たな類型を創設**
2. 一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を補うための支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「自立生活援助」の報酬を設定**
3. 地域生活支援拠点等の機能強化
4. 共生型サービスの基準・報酬の設定

## 精神障害者の地域移行の推進

1. 長期に入院する精神障害者の地域移行を進めるため、**グループホームでの受入れに係る加算を創設**
2. 地域移行支援における地域移行実績等の評価
3. 医療観察法対象者等の受入れの促進

## 医療的ケア児への対応等

1. 人工呼吸器等の使用や、たん吸引などの医療的ケアが必要な障害児が、必要な支援を受けられるよう、**看護職員の配置を評価する加算を創設**
2. 障害児の通所サービスについて、**利用者の状態や事業所のサービス提供時間に応じた評価**を行う
3. 障害児の居宅を訪問して発達支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「居宅訪問型児童発達支援」の報酬を設定**

## 就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進

1. **一般就労への定着実績等に応じた報酬体系**とする
2. 一般就労に移行した障害者に生活面の支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「就労定着支援」の報酬を設定**

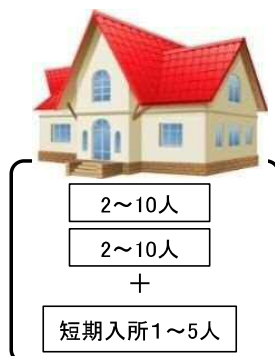
## 障害福祉サービスの持続可能性の確保

1. 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価
2. 送迎加算の見直し

## 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たなタイプの創設（日中サービス支援型）

- 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を創設。
- 日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。
- 従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5：1をベースに、4：1及び3：1の基本報酬を設定。

- 日中サービス支援型共同生活援助（1日につき）
    - ・ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（I）
      - ※ 世話人の配置が3:1の場合
- |          |         |
|----------|---------|
| (1) 区分 6 | 1,098単位 |
| ：        | ：       |
| ：        | ：       |
- ※ このほか、看護職員を配置した場合の加算を創設する。

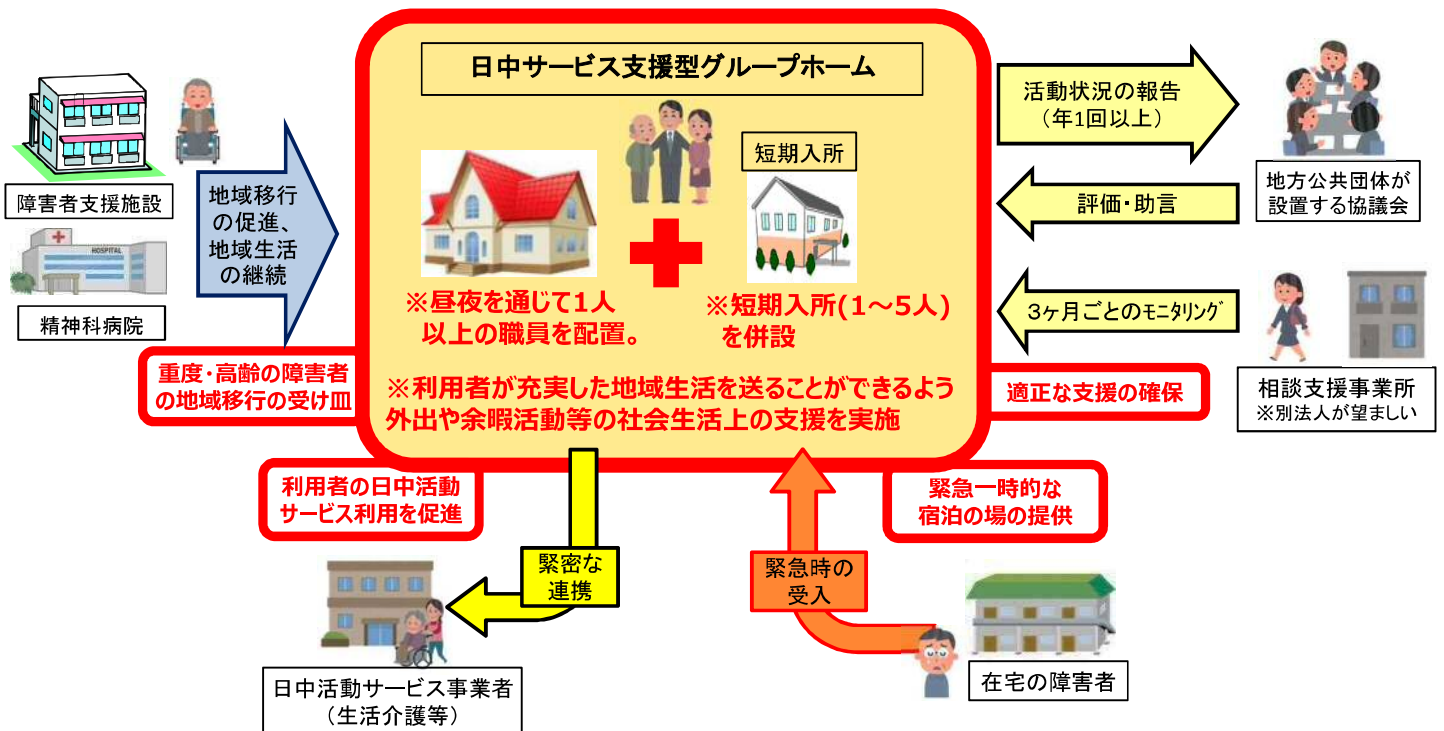


- 住まいの場であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認めた新たなタイプのグループホーム。

- 地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置とする。

# 地域生活支援の中核的な役割を担う日中サービス支援型グループホームの創設

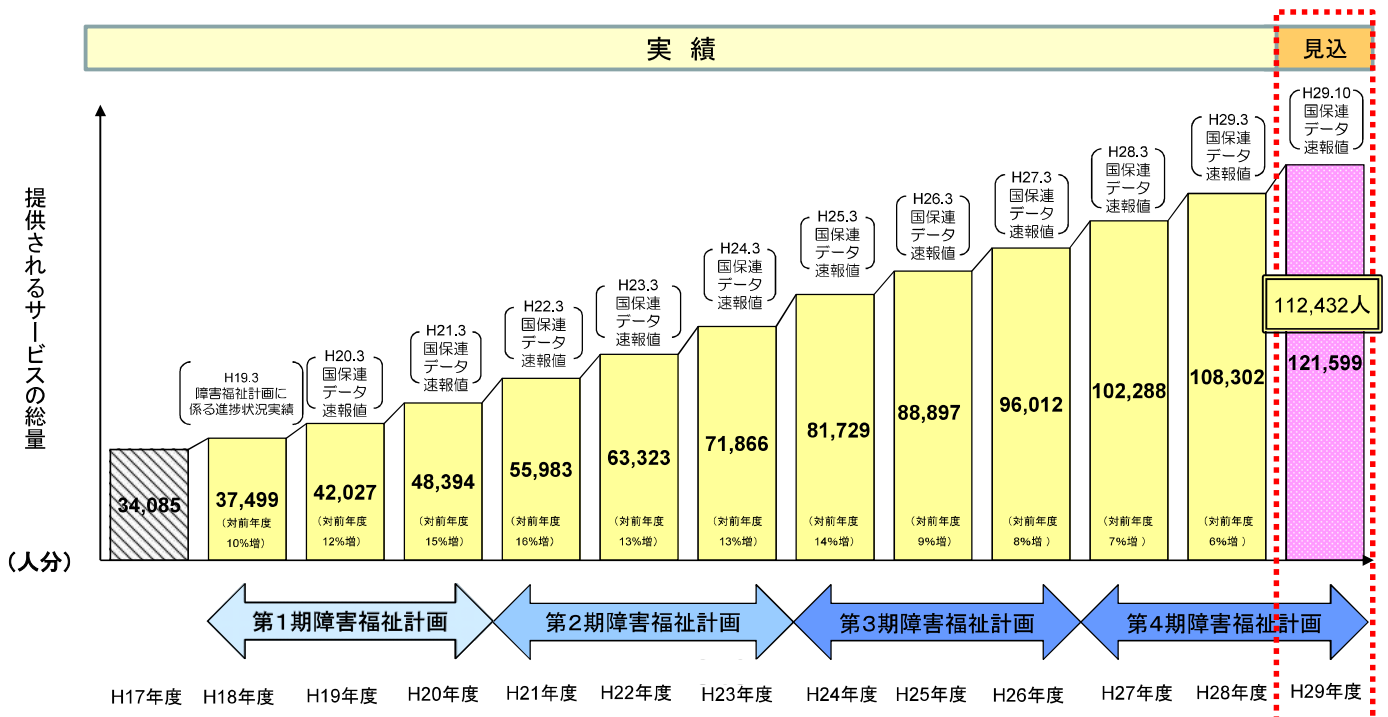
平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により創設される「日中サービス支援型グループホーム」は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待される。



## グループホームの利用者数の推移

グループホームの整備促進は、障害者の居住支援という観点から重要であり、各自治体が策定した障害福祉計画においては、平成29年度に12.2万人の利用が見込まれている。

(※平成25年度以前は旧グループホーム・旧ケアホームの利用者数)



## 尼崎市グループホーム等新規開設サポート事業補助金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、グループホーム及び短期入所事業所（以下「グループホーム等」という。）を新たに開設する事業者に対して、当該グループホーム等の用に供する住居又は施設（以下「住居等」という）及び設備その他の整備に要する経費の一部を補助することにより、本市内においてグループホーム等の開設を促進し、もって障害者の地域における自立生活の促進に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) グループホーム 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。
- (2) 短期入所事業所 法第5条第8項に規定する短期入所を行う施設をいう。
- (3) 事業者 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者又は法第36条第1項の規定に基づき指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者であって、指定の見込みがある者をいう。

## (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、事業者が本市内において行う、定員4人以上のグループホーム等を新たに開設する事業とする。

## (補助金の内容)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、グループホーム等を開設するために要する経費であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 利用者が共同で使用する備品等の購入に要する経費
- (2) 住居等の借り上げ等に要する初期経費
- (3) 消防設備の整備に要する経費

## (補助の基準及び金額)

第5条 市長は、別表に規定する基準により補助金の額を算定し、予算の範囲内において、交付するものとする。

## (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書
- (2) 実施計画書
- (3) 収支予算書

2 市長は、前項に規定するもののほか、必要と認める書類を申請者に提出させることができる。

## (補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。



2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付可否決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（補助事業の中止、廃止又は変更）

第9条 第7条第2項の規定により補助金を交付する旨の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が、当該補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合又は補助事業の内容を変更しようとする場合は、補助事業中止・廃止・変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を確認し、承認すべきと認めるときは、補助事業中止・廃止・変更承認通知書（様式第4号）により当該補助事業者には通知するものとする。

（交付決定額の変更）

第10条 補助事業者は、第7条第2項の規定により通知された金額（以下「交付決定額」という。）の変更を受けようとする場合は、補助金変更交付申請書（様式第5号）を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、第7条第1項の規定に準じて決定を行い、その旨を補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により当該補助事業者には通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない

- (1) 補助金精算書
- (2) 実績報告書
- (3) 収支決算書

2 市長は、前項に規定するもののほか、必要と認める書類を補助事業者に提出させることができる。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定により補助事業実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第8号）により当該補助事業者には通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により確定した補助金の額が、交付決定額（第10条第2項の規定により変更された場合にあつては、同項の規定により通知された額をいう。以下同じ。）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定により通知を受けた補助事業者が、補助金を請求しようとする場合は、補助金請求書（様式第9号）に補助金交付可否決定通知書又は補助金変更交付決定通知書若しくは補助金確定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助事業者に対して補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 15 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

2 市長は、前項の規定により交付決定の取り消し等を行ったときは、補助決定取消通知書(様式第 10 号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は、前条第 1 項の規定により取り消し等を行った場合において、当該取り消し等に係る部分に関してすでに補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から 15 日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前項に規定する期限を延長することができる。

(延滞金の納付)

第 17 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が前条に規定する期限までに返還しなかったときは、当該補助事業者に対して、尼崎市債権管理条例(平成 30 年尼崎市条例第 4 号)の規定により延滞金を市に納付させることができる。

(報告又は調査)

第 18 条 市長は、必要があると認めたときは、補助事業に関して補助事業者に報告を求め、又は調査をすることができる。

(帳簿等の備付)

第 19 条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

付 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

## 尼崎市グループホーム等新規開設サポート事業補助金交付要綱

## における補助の基準について

尼崎市グループホーム等新規開設サポート事業補助金交付要綱第5条に規定する補助の基準及び金額は、次のとおりとする。

補助金の交付額は、予算の範囲内において、一のグループホーム等につき、次表に掲げる項目欄ごとの補助基本額を合計した額とする。

項目	補助基本額	補助金の額	対象経費
① 利用者が共同で使用する備品等の購入に要する経費	270,000円(基準額)と実支出額のいずれか低い額を2で除して得られた金額(ただし、千円未満の端数は切り捨てる。)	①～③のそれぞれの補助基本額を合計した額	グループホーム等の利用者が共同で使用すると認められる以下に例示する備品の購入に要する経費(通常要する取り付け設置費を含む)。ただし、利用者が居室等で個人的に使用する物品は除く。  <対象備品例> テレビ、ラジオ、冷蔵庫、冷暖房器具(エアコンを含む)、掃除機、テーブル、イス、ガスコンロ(IHッキングヒーターを含む)、電子ジャー、湯沸かし器、湯沸かしポット、電子レンジ、オーブン(トースターを含む)、照明器具、食器棚、食器、調理器具、洗濯機、乾燥機、電話機、FAX、ビデオ
② 住居等の借り上げ等に要する初期経費	入居定員数に70,000円を乗じて得られた額(基準額)と実支出額のいずれか低い額を2で除して得られた金額(ただし、千円未満の端数は切り捨てる。)		グループホーム等を開設するために必要となるアパートや一般住宅等の借り上げ等に要する初期経費。ただし、保証金的性格の預け金を除く。 ・保証金的性格の預け金とは、賃貸借期間の終了に伴い、補修分を差し引くなどして返金されるものをいう。 ・契約書に「敷引きの金額」等、返金されないことが明記してあるものについては対象とする。  <対象経費例> 敷金、礼金、仲介手数料
③ 消防設備の整備に要する経費	延床面積が300㎡以下の場合 500,000円(基準額)と実支出額のいずれか低い額を2で除して得られた金額(ただし、千円未満の端数は切り捨てる。)  延床面積が300㎡を超える場合 1,500,000円(基準額)と実支出額のいずれか低い額を2で除して得られた金額(ただし、千円未満の端数は切り捨てる。)		消防設備の整備に要する経費  <対象整備例> 自動火災報知設備、消防機関への通報装置、スプリンクラー設備